

賃金の口座振込に関する協定書

株式会社 (以下「会社」という) と株式会社 従業員代表 (以下「従業員代表」という) は、従業員の賃金の口座払いに関し、次のとおり協定する。

(口座振込の要件)

第1条 会社は、従業員各人の個別の同意を得ることを要件として、従業員本人の口座に賃金を振り込むことができる。

(対象者の範囲)

第2条 口座払いの対象となる従業員はすべての者とする。

(対象となる賃金)

第3条 口座払いの対象とする賃金は、定期賃金、賞与・一時金、退職金とし、その金額は、各人の申し出た額とする。

(実施日)

第4条 口座払いは、令和 年 月 日以降実施する。

(金融機関の範囲)

第5条 口座払いを行う金融機関の範囲は、 銀行、 銀行、 労金、 信金の各支店とする。

(振込額、振込口座等の変更)

第6条 対象となる賃金および振込額ならびに振込口座を変更するときは、定期賃金については直前の賃金締切日までに変更届を提出するものとする。

2 賞与・一時金については財形貯蓄等に金額の確認に際して (支給日の約2週間前)、また、退職金については退職届の受理に際して、これらを確認するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定は、調印の日から効力を生じ、当事者のいずれかが90日以上前に文書による破棄の通告をしないかぎり効力を存続する。

令和 年 月 日

株式会社

代表取締役

⑩

株式会社

従業員代表

⑩